

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-外食業分野の基準について-」の一部改正について

令和3年2月19日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-外食業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。


記

赤字が修正部分

b>

通し番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P5-6	第1 特定技能外国人が従事する業務 【確認対象の書類】 ○2つ目	<p>○ 事業所において飲食サービス業を行うに当たって、法令に基づく許可等を受けていることを確認できる以下の資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所長の営業許可を受けている場合は、許可証の写し ・ 保健所長の営業許可を要しないが届出の対象の施設については、届出（届出後に変更届を提出している場合は変更届も含む。）の写し（例：学校、病院、その他の施設の特定給食施設） <p>※ 法令に基づく許可等を要しない施設の場合は資料の提出は不要</p>	<p>○ 事業所において飲食サービス業を行うに当たって、法令に基づく許可等を受けていることを確認できる以下の資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所長の営業許可を受けている場合は、許可書の写し ・ 保健所長の営業許可を要しないが届出の対象の施設については、届出（届出後に変更届を提出している場合は変更届も含む。）の写し（例：学校、病院、その他の施設の特定給食施設） <p>※ 保健所長の営業許可の名宛人が特定技能所属機関と異なる場合（営業許可書の営業場所は特定技能外国人が業務に従事することとなる特定技能所属機関が運営している事業所に限る。）には、①名</p>

				<p>宛人が異なることに関する理由書, ②特定技能外国人が業務に従事することとなる事業所たる物件を所有又は管理する者との当該事業所における飲食サービス営業に関する契約書の写し等の提出が必要</p> <p>※ 法令に基づく許可等を要しない施設の場合は資料の提出は不要</p>
2	P12	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準</p> <p>【確認対象の書類】</p> <p>○3つ目</p>	<p>○ 事業所において飲食サービス業を行うに当たって、法令に基づく許可等を受けていることを確認できる以下の資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所長の営業許可を受けている場合は、許可証の写し ・保健所長の営業許可を要しないが届出の対象の施設については、届出（届出後に変更届を提出している場合は変更届も含む。）の写し（例：学校、病院、その他の施設の特定給食施設） <p>※ 法令に基づく許可等を要しない施設の場合は資料の提出は不要</p>	<p>○ 事業所において飲食サービス業を行うに当たって、法令に基づく許可等を受けていることを確認できる以下の資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所長の営業許可を受けている場合は、許可書の写し ・保健所長の営業許可を要しないが届出の対象の施設については、届出（届出後に変更届を提出している場合は変更届も含む。）の写し（例：学校、病院、その他の施設の特定給食施設） <p>※ 保健所長の営業許可の名宛人が特定技能所属機関と異なる場合（営業許可書の営業場所は特定技能外国人が業務に従事することとなる特定技能所属機関が運営している事業所に限る。）には、①名宛人が異なることに関する理由書, ②特定技能外国人が業務に従事することとなる事業所たる物件を所有又は管理する者との当該事業所における飲食サービス営業に関する契約書の写し等の提出が必要</p> <p>※ 法令に基づく許可等を要しない施設の場合は資料の提出は不要</p>

<p>4</p>	<p>分野 参考様式 第14-2号</p>	<p>1 枚目</p>	<p>分野参考様式第14-2号（登録支援機関）</p> <p>外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書</p> <p>出入国在留管理庁長官 殿</p> <p>登録支援機関 氏名又は名称 住 所 特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国 籍 ・ 地 域 生 年 月 日</p> <p>記</p> <p>外食業分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。</p> <p>【誓約事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること、又は、外食業分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした本邦の公私の機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 2. 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 3. 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 <p>（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。</p> <p>作成年月日 年 月 日</p> <p>作成責任者 </p>	<p>分野参考様式第14-2号（登録支援機関）</p> <p>外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書</p> <p>出入国在留管理庁長官 殿</p> <p>登録支援機関 氏名又は名称 住 所 特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国 籍 ・ 地 域 生 年 月 日</p> <p>記</p> <p>外食業分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。</p> <p>【誓約事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること、又は、外食業分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした本邦の公私の機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。 2. 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 3. 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 <p>（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。</p> <p>作成年月日 年 月 日</p> <p>作成責任者</p>
----------	-------------------------------	-------------	--	--